



個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討について

令和7年2月25日

弁護士 榎渕 陽

E-mail : kashibuchi_y@clo.gr.jp

第1 いわゆる3年ごと見直しの状況

令和4年4月1日に施行された個人情報保護法（以下「法」という。いわゆる令和2年改正法。）は、施行後3年ごとに、国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案して見直しをする旨が規定されており（いわゆる3年ごと見直し。）、令和5年11月から検討が進められています。

個人情報保護委員会は、令和6年6月27日に「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」（以下「中間整理」という。）を公表し、同年7月29日まで意見募集が実施されました。中間整理では、いくつかの論点が提示されましたが、特に、課徴金制度、団体による差止請求制度や被害回復制度については、事業者、個人それぞれに与える影響が大きく、今後とも一層の意見集約作業が必要と考えられたことから、これらの論点について様々なステークホルダーとの間で制度改正の必要性を含めて議論し、具体的な方向性を得ることを目的に、「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会」（以下「検討会」という。）が令和6年7月から同年12月まで開催され、同月25日には、検討会の報告書が公表されました。

令和7年1月22日開催の第312回個人情報保護委員会において決定された「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方について（案）¹では、「より包括的なテーマや個人情報保護政策全般について、中間整理に対する意見募集の結果や、検討会報告書、事務局ヒアリングの結果等を踏まえ、今後ともステークホルダーと継続的に議論を行う」とされ、同年1月に招集された第217回通常国会では、法の一部を改正する法律案について、提出は検討中とされており¹、今期の通常国会でいわゆる3年ごと見直し

¹ 衆議院調査局「内閣提出予定法律案等の概要―第217回国会（常会）―」（令和7年1月）。同年1月23日時点の情報をもとに作成されている。

に係る改正法が成立するかは不透明です。

第 312 回 個人情報保護委員会では、法の基本的な在り方の観点から検討すべき制度的な論点として以下が提示されました（下線は筆者による。）。

(1) 個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方

ア 個人の権利利益への影響という観点も考慮した同意規制の在り方

イ 本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合における漏えい等発生時の対応の在り方

ウ 心身の発達過程にあり、本人による関与等の規律が必ずしも期待できない子供の個人情報等の取扱い

(2) 個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方

ア 個人情報取扱事業者等からデータ処理等の委託を受けた事業者に対する規律の在り方

イ 特定の個人に対する働きかけが可能となる個人関連情報に関する規律の在り方

ウ 本人が関知しないうちに容易に取得することが可能であり、一意性・不変性が高いため、本人の行動を長期にわたり追跡することに利用できる身体的特徴に係るデータ（顔特徴データ等）に関する規律の在り方

エ 悪質な名簿屋への個人データの提供を防止するためのオプトアウト届出事業者に対する規律の在り方

(3) 個人情報取扱事業者等による規律遵守の実効性を確保するための規律の在り方

ア 勧告・命令等の実効性確保

イ 悪質事案に対応するための刑事罰の在り方

ウ 経済的誘因のある違反行為に対する実効的な抑止手段（課徴金制度）の導入の要否

エ 違反行為による被害の未然防止・拡大防止のための団体による差止請求制度、個人情報の漏えい等により生じた被害の回復のための団体による被害回復制度の導入の要否

オ 漏えい等発生時の体制・手順について確認が得られている場合や違法な第三者提供が行われた場合における漏えい等報告等の在り方

本稿ではこのうち実務上特に関心が高いと思われる、課徴金制度（上記（3）ウ）、団体による差止請求制度及び被害回復制度（上記（3）エ）、同意規制の在り方（上記（1）ア）について、本稿執筆時点における議論の概要等を紹介いたします。

ただし、本稿で紹介する考え方には検討会等において反対の意見も示されていることには留意が必要です。

第2 課徴金制度

現行法では、法の違反に対する個人情報保護委員会による監督として、指導・助言、勧告及び命令が存在し、また、命令違反に対する罰則等は規定されているものの、違反事業者が勧告、命令等を受けた後に違反行為を中止すれば、罰則の適用もなく、違反事業者が違反行為から得た経済的利得をそのまま保持することも可能です。そこで検討会では、違反行為の抑止効果を強化する観点から、諸外国における個人情報保護法制において制裁金制度が導入されている例が多いことも踏まえ、課徴金制度の導入について検討がされました。

検討会では、そもそも法に課徴金制度を導入する立法事実があるのかという点から議論がされつつ、仮に導入する場合には、課徴金納付命令の対象となり得る違反行為について、①対象行為を重要な規律への違反に限定し、当該違反等の対価を得るか漏えい等が発生した場合に限り、かつ、②主観的要素（相当の注意）による限定をし、さらに、③個人の権利利益が侵害される等した、④大規模な事案である場合に限定することが検討されました。同違反行為のイメージは下表のとおりです²。

【要件①】 対象行為を重要な規律※1※2 への違反に限定	【要件②】 主観的要素 (相当の注意) により限定	【要件③】 個人の権利利益 が侵害された場 合等に限定	【要件④】 大規模な事案に限定
※1 第三者提供規制等違反 (法第18条、第19条、第20条、第27条第1項) →違反等の対価を得た場合			課徴金納付命令 の対象となり得る 違反行為
※2 安全管理措置義務違反 →漏えい等が発生した場合			
上記以外の規律への違反			

— 勧告の対象となり得る違反行為 —

同違反行為については、大きく、法第27条第1項等の違法な第三者提供に係る規制等の違反行為と、漏えい等・安全管理措置に係る規制への違反行為に分けて検討がされました。違法な第三者提供等との関係では、例えば、自社サービスの利用者の個人データを、本人の同意を得ずに第三者である顧客企業に違法に販売する行為等が例として考えられ（要件①）、違反行為に係る本人の数が1,000人以上の場合に限定すること（要件④）、違反行為の対価等の全額を課徴

² 個人情報保護委員会「第7回 個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会」資料1 現行制度と検討の方向性について(課徴金制度③)45頁(令和6年12月18日)

金額とする方法が考えられています。また、漏えい等・安全管理措置義務違反との関係では、個人データに係る本人の数が1,000人を超える漏えい等が発生した場合に限定すること（要件①、要件④）、「違反事業者の違反行為をした期間における事業活動により生じた売上高」×「算定率」という算定式により課徴金額を算定する方法が考えられています。

第3 団体による差止請求制度及び被害回復制度

現行法では、違法な個人情報の取扱いが行われた場合、本人は、自らの個人情報については利用停止等請求（法第35条）、損害賠償請求をすることは可能ですが、違法行為全体の停止や他の個人情報については請求できず、かつ訴訟費用等を理由に請求を断念せざるを得ない場合も多いところです。また、個人情報保護委員会の体制面や人的資源等にも限界はあり、必ずしも全てに迅速かつ網羅的に対応できるとも限りません。これらの限界を踏まえて、検討会では、権利救済の手段の多様化を図る等の観点から、団体による差止請求制度や被害回復制度について検討がされました。

検討会では、差止請求の対象として、例えば、不特定かつ多数の消費者の個人データを、自らが提供するサービスに係る利用規約・プライバシーポリシー等において合理的かつ適切な方法により本人の同意を得ることなく第三者に提供する等、法に違反して第三者に提供する場合等が例として考えられています。また、被害回復制度については、過去の裁判例等によれば、認容被害額は数千円から数万円程度と考えられること等も踏まえて検討する必要があるとされています。

第4 同意規制の在り方

令和7年2月5日開催の第314回個人情報保護委員会では、同意規制の具体的な規律の方向性に関するいくつかの考え方が提示されました³。

データの利活用との関係では、統計情報等の作成のために複数の事業者が持つデータを共有し横断的に解析するニーズが高まっていること、特定の個人との対応関係が排斥された統計情報等の作成や利用はこれによって個人の権利利益を侵害するおそれが少ないものであることから、このような統計情報等の作成にのみ利用されることが担保されていること等を条件に、本人同意なき個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得を可能として

³ 第314回個人情報保護委員会「資料1 個人情報保護法の制度的課題に対する考え方（案）について（個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方）」（令和7年2月5日）

かどうかという考え方が示されていることや、個人データの第三者提供等が契約の履行のために必要不可欠な場合を始め、目的外利用、要配慮個人情報取得又は第三者提供が本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合（金融機関が海外送金を行うために送金者の情報を送金先の金融機関に提供する場合等）について、本人の同意を不要としてかどうかという考え方が示されていることなどが、特に注目に値します。

以上

当事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本稿は一般的な情報を提供するもので、リーガルアドバイスを目的とするものではありません。本稿記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所の見解ではありません。個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要がございます。お問い合わせ等ございましたら、執筆担当者までご遠慮なくご連絡くださいますよう、お願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信又は配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

clo_mlstop@clo.gr.jp